

平成 26 年度第 1 回宍粟市地域公共交通会議次第

平成 26 年 6 月 24 日 (火)

午後 1 時 30 分～

宍粟市役所 3 階庁議室

1. 開 会

2. あいさつ

3. 宍粟市地域交通会議設立の趣旨及び規約の説明

4. 委嘱状の交付

5. 宍粟市地域公共交通会議委員の紹介

6. 宍粟市地域公共交通会議役員の選任について

7. 報 告

- (1) コミュニティバス利用実績について (H25. 4～H26. 3)

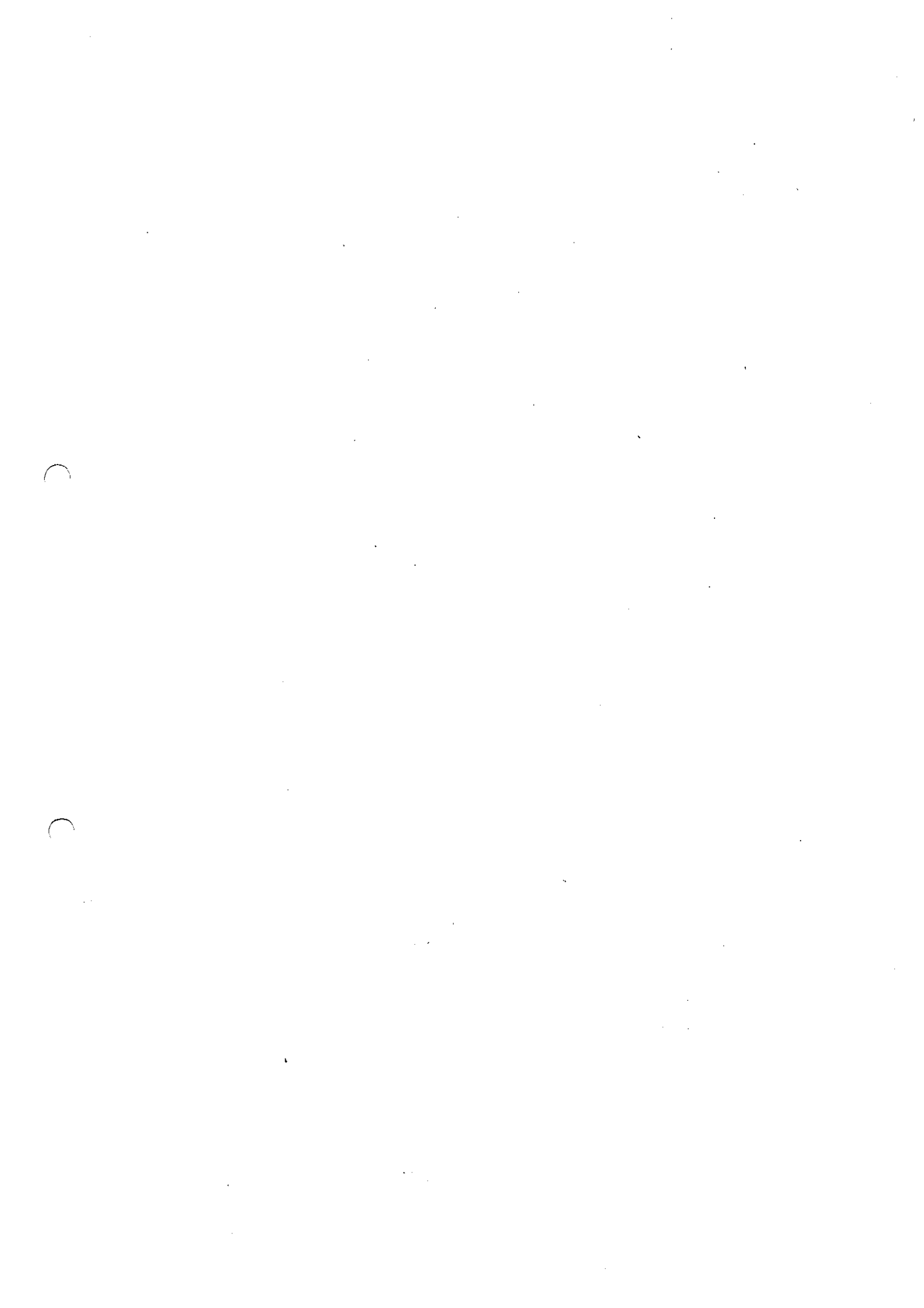
8. 議 事

- (1) 平成 27 年度生活交通ネットワーク計画 (案) について
- (2) 宍粟市公共交通再編計画の策定について

9. その他

- (1) 外出支援サービス事業の見直しについて

10. 閉 会



「宍粟市地域公共交通会議」配席図

日時：平成 26 年 6 月 24 日（火）

午後 1 時 30 分から

場所：宍粟市役所 3 階 庁議室

兵庫県交通政策課副課長
成田 徹一
神戸運輸監理部兵庫陸運部
清水 俊博
宍粟市副市長
清水 弘和
大阪大学大学院
猪井 博登

宍粟市社会福祉協議会
山本 正幸

山崎町連合自治会
藤本 勝美

一宮町連合自治会
進藤 一郎

波賀町連合自治会
中岡 一夫

千種町連合自治会
山根 平一郎

もしもしバス検証会議
谷口 秀年

染河内「思いやり号」運営委員会
藤原 憲男

波賀代替交通検証会議
阪口 昇

宍粟市老人クラブ連合会
大段 幸成

神姫バス(株) 姫路営業所長
切原 慎治

(株)ウエスト神姫業務部部长
村上 正弘

社団法人兵庫県バス協会専務理事
中澤 秀明

西播タクシー協会宍粟支部長
出雲 聖士

ウエスト神姫労働組合執行委員長
和田 昌樹

国土交通省山崎維持出張所長
久米 昌夫

兵庫県龍野土木事務所宍粟事業所
三田 智也

宍粟警察署交通課長
戸田 幹則

西播磨県民局光都土木事務所
黒澤 正之

オブザーバー

傍聴席

事務局

出入口

出入口

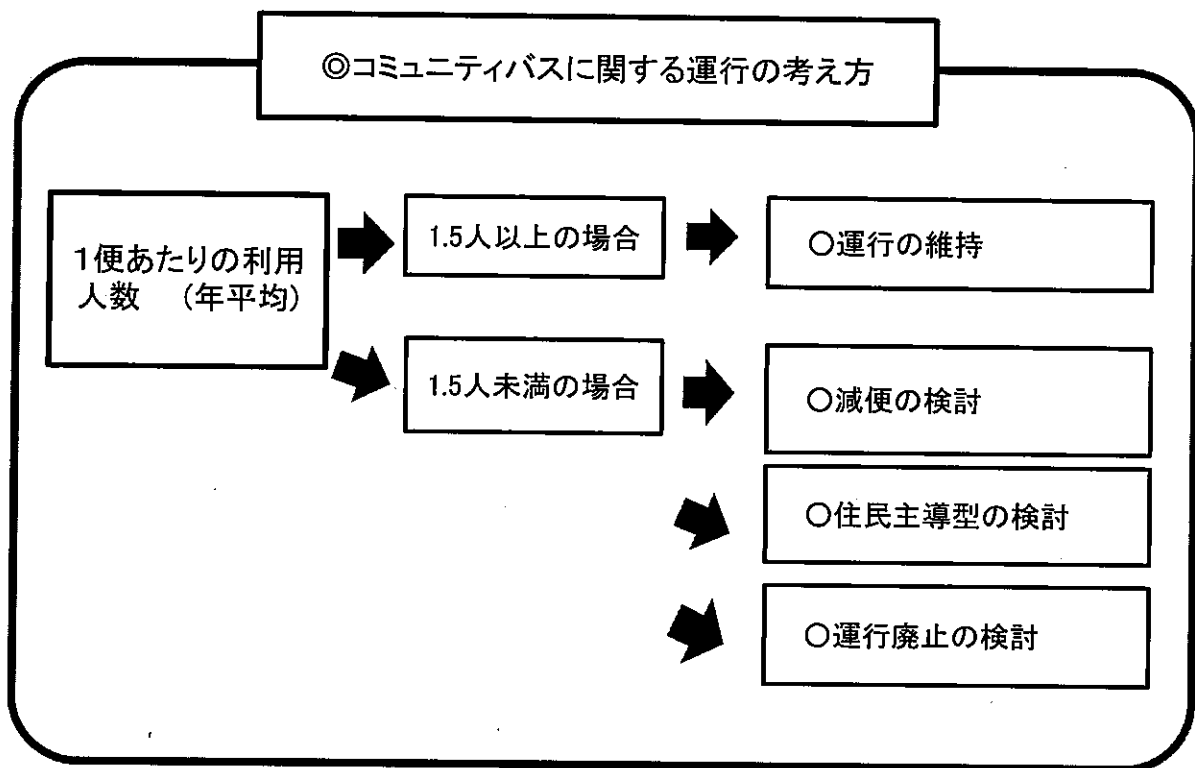
平成26年度第1回宍粟市地域公共交通会議

構成員・出席者名簿

構 成 員			出 席 者	
所 属	役 職	氏 名	役 職	氏 名
宍粟市	宍粟市副市長	清水弘和	同左	清水弘和
住民代表	宍粟市社会福祉協議会事務局長	山本正幸	同左	山本正幸
学識経験者	大阪大学大学院 助教	猪井博登	同左	猪井博登
住民代表	宍粟市連合自治会 (山崎町連合自治会 代表)	藤本勝美	同左	藤本勝美
住民代表	宍粟市連合自治会 (一宮町連合自治会 代表)	進藤一郎	同左	進藤一郎
住民代表	宍粟市連合自治会 (波賀町連合自治会長)	中岡一夫	同左	中岡一夫
住民代表	宍粟市連合自治会 (千種町連合自治会 代表)	山根平一郎	同左	山根平一郎
住民代表	もしもしバス検証会議代表	谷口秀年	同左	谷口秀年
住民代表	染河内「思いやり号」運営委員会長	藤原憲男	同左	藤原憲男
住民代表	波賀代替交通検証会議代表	阪口昇	同左	阪口昇
住民代表	宍粟市老人クラブ連合会長	大段幸成	同左	大段幸成
バス事業者代表	神姫バス(株) 姫路営業所長	切原慎治	神姫バス(株) 姫路営業所 副所長	西山隆司
バス事業者代表	(株)ウエスト神姫業務部部长	村上正弘	同左	村上正弘
バス事業者団体代表	社団法人兵庫県バス協会専務理事	中澤秀明	(ご欠席)	
タクシー事業者代表	西播タクシー協会宍粟支部長	出雲聖士	同左	出雲聖士
労働団体代表	ウエスト神姫労働組合執行委員長	和田昌樹	同左	和田昌樹
道路管理者	国土交通省近畿地方整備局姫路河川 国道事務所山崎維持出張所長	久米昌夫	同左	久米昌夫
道路管理者	兵庫県龍野土木事務所宍粟事業所道 路担当課長	三田智也	同左	三田智也
公安委員会	宍粟警察署交通課長	戸田幹則	同左	戸田幹則
神戸運輸監理部	兵庫陸運部 首席運輸企画専門官(輸 送)	清水俊博	兵庫陸運部 運輸企画専門官(輸送)	和田治
兵庫県西播磨県民局	光都土木事務所所長補佐	黒澤正之	同左	黒澤正之



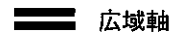
宍粟市コミュニティバス利用実績

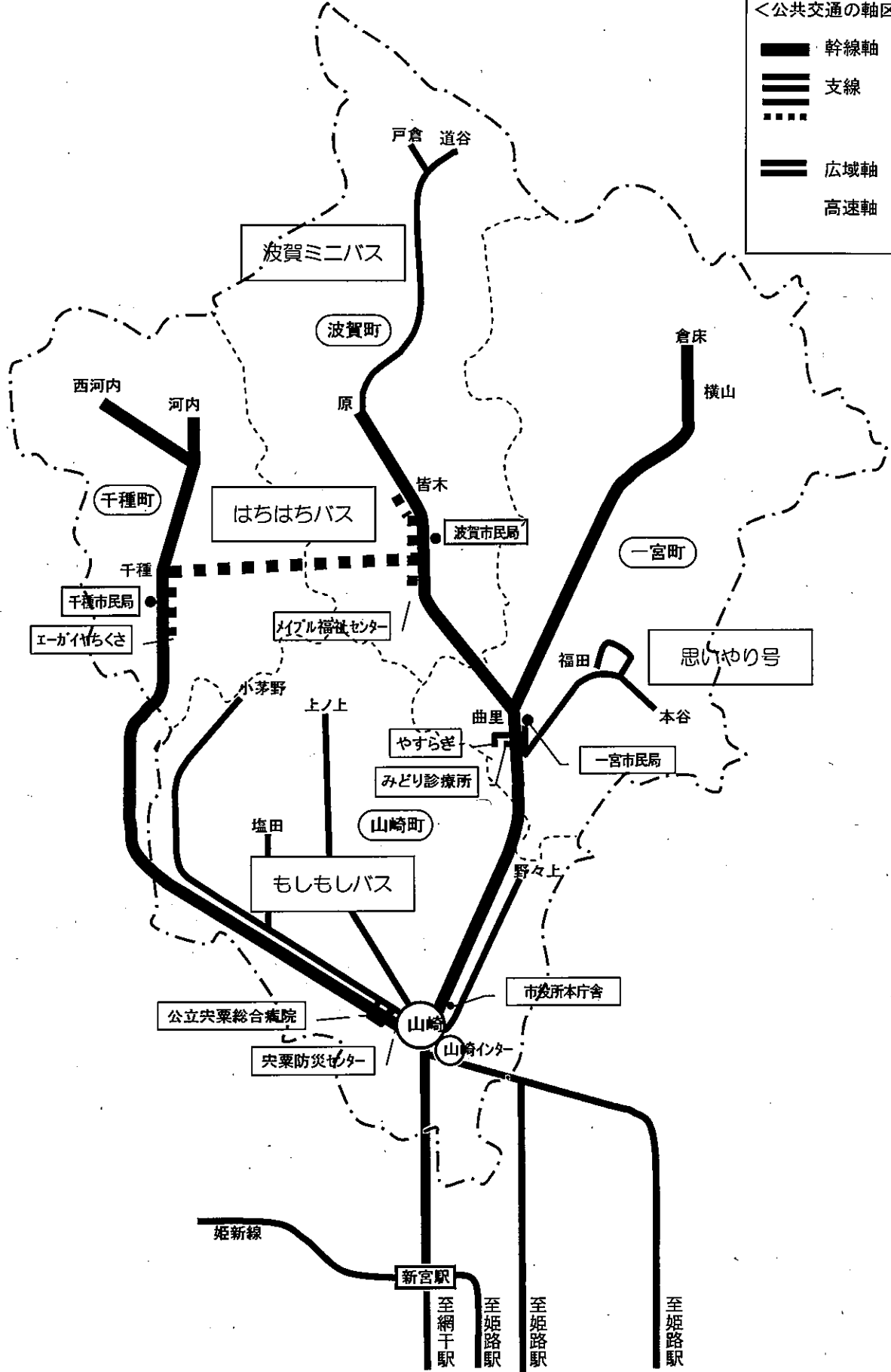
平成25年4月～平成26年3月



宍粟市公共交通ネットワークの構造図

<公共交通の軸区分>

-  幹線軸
-  支線
-  広域軸
-  高速軸

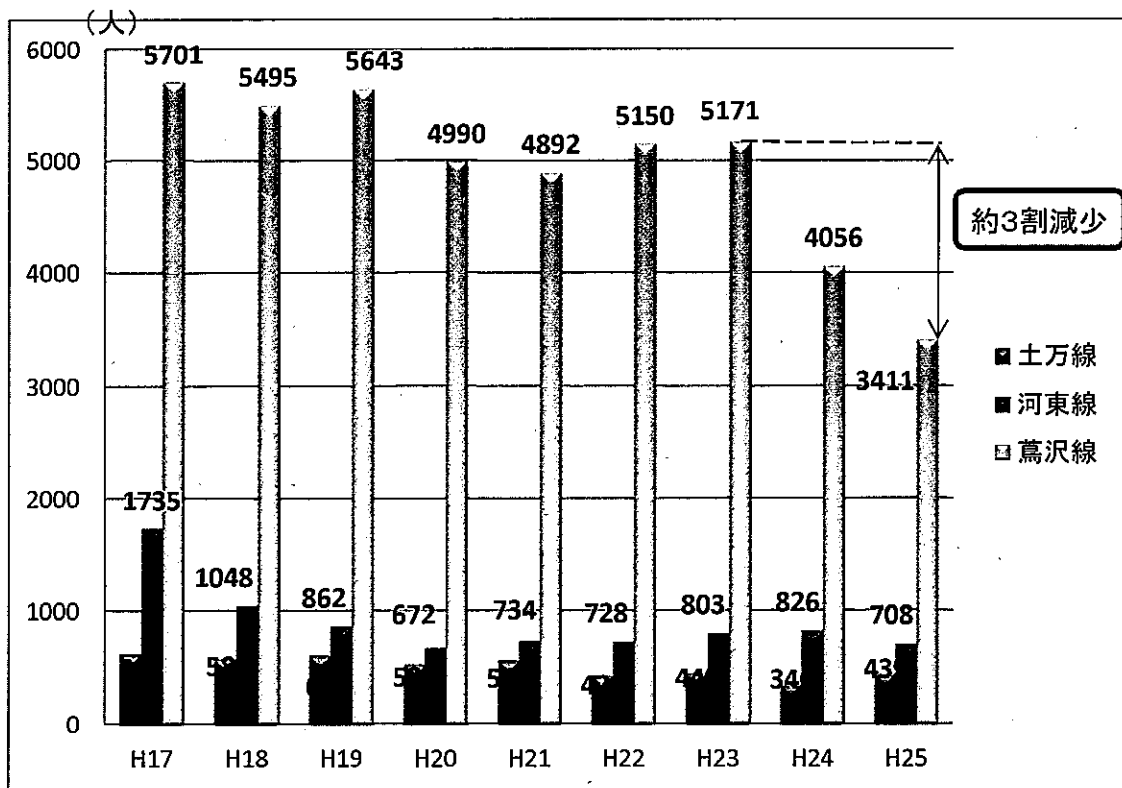


【もしもしバス】

路線名	運行月	利用人数 (人) A	実利用者 数 (人)	前年度利 用人数	計画便数 (便) B	運行便数 (便) C	稼働率 (C/B)	1便あたり の利用人数 (A/C)	利用日数/営 業日数 (日)
河東線	4月	76	4	56	200	71	36%	1.1	22/25
	5月	84	9	65	192	66	34%	1.3	22/24
	6月	65	8	62	200	63	32%	1.0	25/25
	7月	63	7	65	208	62	30%	1.0	25/26
	8月	46	4	76	216	46	21%	1.0	22/27
	9月	52	2	57	184	52	28%	1.0	23/23
	10月	52	2	71	208	52	25%	1.0	24/26
	11月	57	4	64	192	57	30%	1.0	23/24
	12月	57	6	85	184	55	30%	1.0	23/23
	1月	49	3	99	184	49	27%	1.0	21/23
	2月	49	3	59	184	49	27%	1.0	21/23
	3月	58	5	67	200	58	29%	1.0	24/25
	計		708		826	2,352	680	29%	1.0
蔦沢線	4月	288	38	351	350	175	50%	1.7	25/25
	5月	286	32	367	336	169	50%	1.7	24/24
	6月	322	42	392	350	166	47%	1.9	25/25
	7月	324	49	420	364	186	51%	1.7	26/26
	8月	271	47	299	378	166	44%	1.6	26/27
	9月	246	45	322	322	144	45%	1.7	23/23
	10月	291	42	356	364	174	48%	1.7	26/26
	11月	287	45	395	336	177	53%	1.6	24/24
	12月	260	49	292	322	163	51%	1.6	23/23
	1月	281	41	291	322	165	51%	1.7	23/23
	2月	276	49	273	322	173	54%	1.6	23/23
	3月	279	43	298	350	180	51%	1.6	25/25
	計		3,411		4,056	4,116	2,038	50%	1.7
土万線	4月	45	11	37	200	42	21%	1.1	14/25
	5月	53	11	28	192	36	19%	1.5	16/24
	6月	29	12	29	200	28	14%	1.0	16/25
	7月	38	18	29	208	31	15%	1.2	18/26
	8月	36	14	26	216	25	12%	1.4	15/27
	9月	32	12	30	184	25	14%	1.3	13/23
	10月	38	13	24	208	31	15%	1.2	18/26
	11月	33	11	17	192	30	16%	1.1	15/24
	12月	32	15	32	184	24	13%	1.3	11/23
	1月	13	5	48	184	11	6%	1.2	6/23
	2月	43	12	22	184	35	19%	1.2	16/23
	3月	47	17	24	200	36	18%	1.3	17/25
	計		439		346	2,352	354	16%	1.2

もしもしバス利用者数（3路線）

【対象期間：4月～3月】



路線名	対象経費(*) (円)	輸送人員 (人)	利用者1人あたりの補助金(円)
河東線	2,524,000	708	3,565
葛沢線	4,324,000	3,411	1,268
土万線	2,524,000	439	5,749
3路線合計	9,372,000	4,558	2,056

対象期間：H25.4～H26.3

*対象経費・・・運行補助金+予約センター人件費+予約センター役務費（電話料）

目標値 1.5人/便 (A)

路線名	輸送人員 (人) B	運行便数 (便) C	1便あたりの利用人数 B/C	目標輸送人員 (人) D=A×C	過不足人員 (人) E=B-D	1便あたりの過不足人員 (人) E/C
河東線	708	680	1.0	1,020	-312	-0.46
葛沢線	3,411	2,038	1.7	3,057	354	0.17
土万線	439	354	1.2	531	-92	-0.26
3路線合計	4,558	3,072	1.5	4,608	-50	

【思いやり号】

思いやり号	運行月	利用人数 (人) A	前年度利 用人数	運行便数 (便) B	内利用の あった便数 (便) C	1便あたり の利用人数 (人) A/B	実車率 C/B
	4月	63	76	144	44	0.4	31%
	5月	61	61	162	46	0.4	28%
	6月	94	79	150	68	0.6	45%
	7月	67	54	162	58	0.4	36%
	8月	43	55	144	35	0.3	24%
	9月	45	45	150	34	0.3	23%
	10月	71	81	162	53	0.4	33%
	11月	59	62	156	49	0.4	31%
	12月	103	123	150	62	0.7	41%
	1月	84	99	138	56	0.6	41%
	2月	71	116	144	49	0.5	34%
	3月	76	67	156	53	0.5	34%
計	837	918	1,818	607	0.5	33%	

思いやり号	対象経費 ^(*) (円)	輸送人員 (人)	利用者1人あたりの補助金(円)
染河内地区～一宮市民局	2,408,252	837	2,877

対象期間：H25.4～H26.3

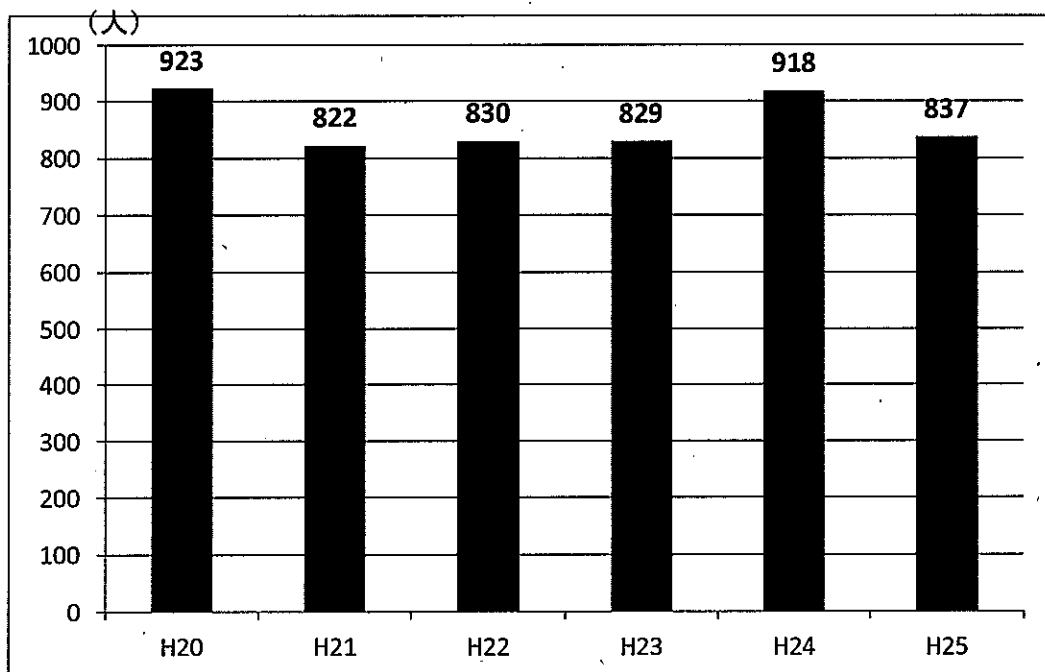
*対象経費・・・運転員手当て+燃料費-運賃収入

目標値 1.5人/便 (A)

思いやり号	輸送人員 (人) B	運行便数 (便) C	1便あたりの利用人数 B/C	目標輸送人員 (人) D=A×C	過不足人員 (人) E=B-D	1便あたりの過不足人員 (人) E/C
染河内地区～一宮市民局	837	1,818	0.5	2,727	-1,890	-1.04

思いやり号利用者数

【対象期間：4月～3月】



【波賀ミニバス等】 …波賀ミニバス、診療所送迎バス、波賀中スクールバス

種別	運行月	利用人数 (人) A	前年度利 用人数	運行便数 (便) B	内利用の あった便数 (便) C	1便あたり の利用人数 (A/B)	実車率 C/B
波賀ミニバス 診療所送迎バス	4月	67	55	126	46	0.5	37%
	5月	59	47	126	49	0.5	39%
	6月	42	41	120	30	0.4	25%
	7月	32	76	132	25	0.2	19%
	8月	63	49	132	45	0.5	34%
	9月	37	64	114	31	0.3	27%
	10月	37	72	132	29	0.3	22%
	11月	52	59	120	39	0.4	33%
	12月	37	55	114	32	0.3	28%
	1月	26	64	114	21	0.2	18%
	2月	35	40	114	26	0.3	23%
	3月	43	41	120	31	0.4	26%
	計		530	663	1464	404	0.4

波賀中スクールバス	4月～3月	9	32	716	9	0.01	1.3%
-----------	-------	---	----	-----	---	------	------

波賀ミニバス等	対象経費(*) (円)	輸送人員 (人)	利用者1人あたりの補助金(円)
戸倉・道谷～原	1,536,853	530	2,900

対象期間：H25.4～H26.3

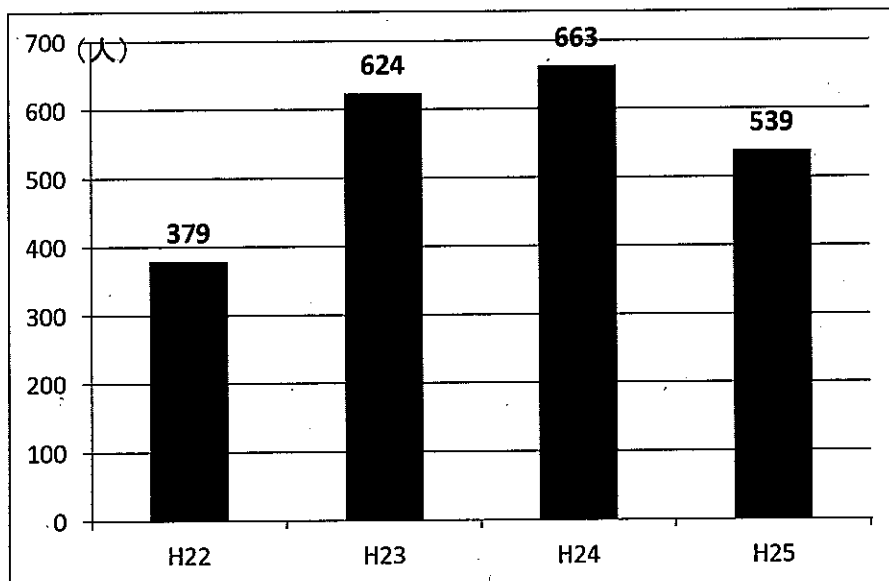
*対象経費・・・運転員手当て+燃料費+維持費-運賃収入

目標値 1.5人/便 (A)

波賀ミニバス 診療所送迎バス	輸送人員 (人) B	運行便数 (便) C	1便あたりの利用人数 B/C	目標輸送人員 (人) D=A×C	過不足人員 (人) E=B-D	1便あたりの過不足人員 (人) E/C
戸倉・道谷～原	530	1,464	0.4	2,196	-1,666	-1.14

波賀ミニバス等利用者数

【対象期間：4月～3月】



【はちはちバス（波賀千種間バス）】

はちはちバス	運行月	利用人数 (人) A	前年度利 用人数	運行便数 (便) B	内利用の あった便数 (便) C	1便あたり の利用人数 (人) A/B	実車率 C/B
	4月	231	171	210	107	1.1	51%
	5月	277	137	210	114	1.3	54%
	6月	244	153	200	117	1.2	59%
	7月	259	240	220	118	1.2	54%
	8月	179	121	190	114	0.9	60%
	9月	253	159	190	115	1.3	61%
	10月	259	247	220	126	1.2	57%
	11月	281	250	200	130	1.4	65%
	12月	231	214	190	126	1.2	66%
	1月	226	261	190	127	1.2	67%
	2月	195	251	190	111	1.0	58%
	3月	182	267	200	115	0.9	58%
計	2,817	2,471	2,410	1,420	1.2	59%	

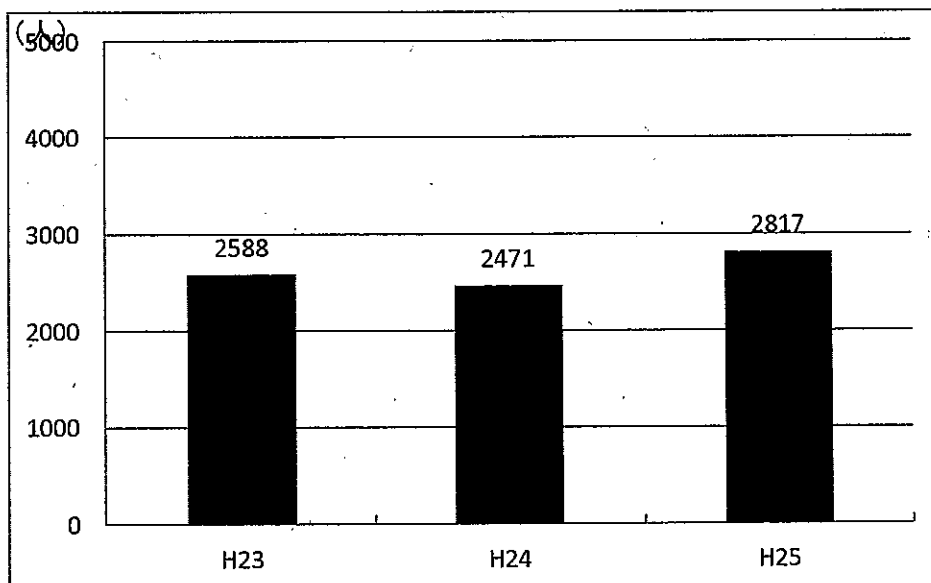
はちはちバス	対象経費 ^(*) (円)	輸送人員 (人)	利用者1人あたりの補助金(円)
皆木～エーガイヤ	8,166,000	2,817	2,899

*対象経費・・・運行経費-運賃収入（ただし対象経費の期間はH24.10～H25.9）

目標値 1.5人/便 (A)

はちはちバス	輸送人員 (人) B	運行便数 (便) C	1便あたりの利用人数 B/C	目標輸送人員 (人) D=A×C	過不足人員 (人) E=B-D	1便あたりの過不足人員 (人) E/C
皆木～エーガイヤ	2,817	2,410	1.2	3,615	-798	-0.33

はちはちバス利用者数



宍粟市生活交通ネットワーク計画（案）
（地域内フィーダー系統確保維持計画）

（名 称）宍粟市地域公共交通会議
（代表者名）会長

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

宍粟市コミュニティバス「はちはちバス」（エーガイヤちくさ～メイプル福祉センター）は、中高一貫教育を行っている千種高校への通学手段及びへき地医療を担う波賀診療所・千種診療所への通院や買い物等の日常生活を支える移動手段として確保することで、地域住民の移動の保障と地域の安心で安全な生活を送ることを目的として本計画を策定する。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

（1）事業の目標

コミュニティバスの路線維持の考え方を次のとおりとする。

利用者数 : 1 便当たり 1.5 人以上の利用者数

（2）事業の効果

- ① 地域住民の通院・買い物等の日常生活を支える移動手段の確保
- ② 高校生の通学手段の確保
- ③ 民間バス路線との連携によるネットワークの構築
- ④ 財政負担に配慮した持続可能な交通体系の実現

3. 地域公共交通確保維持事業により定めた基準に満たない運行路線の必要及び運行予定者

別表 1 のとおり

4. 地域公共交通確保維持事業に関する費用の概算、負担者及びその負担率

別表 2 のとおり

5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

(株) ウエスト神姫

6. 補助を受けようとする手続に係る利用状況等の定量的な測定手法

該当なし

7. 別表 4 及び別表 4-1 の補助事業の基準三に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 8 回以上で足りると認めた系統の概要

該当なし

8. 別表 4 及び別表 4-1 の補助事業の基準八に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

該当なし

9. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要

表5のとおり

10. 車両の取得に係る目的・必要性

※車両の取得を行わないため記載しない

11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

※車両の取得を行わないため記載しない

12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額

※車両の取得を行わないため記載しない

13. 老朽化の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画

※車両の取得を行わないため記載しない

14. 協議会の開催状況と主な議論

平成25年度においては3回会議を開催し、利用実績の検証・検討を定期的に行っている。
また、計画内容については、第1回宍粟市地域公共交通会議において説明・協議・承認
(平成26年6月24日)。

15. 利用者等の意見の反映状況

会議に住民代表として各町連合自治会や老人クラブ連合会、社会福祉協議会より各々1名に参画いただき、利用者等の意見を反映している。

16. 協議会メンバーの構成

住民の代表	山崎町連合自治会、一宮町連合自治会 波賀町連合自治会、千種町連合自治会 老人クラブ連合会、宍粟市社会福祉協議会 もしもバス検証会議、染河内「思いやり号」運営委員会 波賀代替交通検証会議
学識経験者	大阪大学大学院 助教
バス、タクシー事業者及びそれらが組織する団体の代表	神姫バス(株)、(株)ウエスト神姫 西播磨タクシー協会宍粟支部、(社)兵庫県バス協会
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	(株)ウエスト神姫労働組合
道路管理者	国土交通省、兵庫県
公安委員会	宍粟警察署
神戸運輸監理部長及びその指名する職員	神戸運輸監理部兵庫陸運部首席運輸企画専門官
兵庫県の関係職員	兵庫県西播磨県民局光都事務所所長補佐
宍粟市副市長	宍粟市副市長

17. 地域協働推進事業計画の認定を受け、地域間幹線系統確保維持事業の特例を受ける場合は、対象とする系統について、利用促進に向けた経理的・計画的な取組の内容並びに当該取組の実施主体及び推進体制並びに当該系統の輸送量の増加目標

該当無し

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(乗合バス型運行)用)

事業者名 株式会社ウエスト神姫

27年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間*)の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	338,255 千円	営業外収益	1,581 千円	経常収益(イ)	339,836 千円
	営業費用	543,574 千円	営業外費用	308 千円	経常費用(ロ)	543,882 千円
	営業損益	▲ 205,319 千円	営業外損益	1,273 千円	経常損益	▲ 204,046 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		2,291,275.7 km		経常収支率		62.48% %

基準期間の前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	321,365 千円	営業外収益	1,627 千円	経常収益(イ')	322,992 千円
	営業費用	548,806 千円	営業外費用	227 千円	経常費用(ロ')	549,033 千円
	営業損益	▲ 227,441 千円	営業外損益	1,400 千円	経常損益	▲ 226,041 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ')		2,291,866.1 km		経常収支率		58.82% %

基準期間の前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	224,262 千円	営業外収益	1,357 千円	経常収益(イ'')	225,619 千円
	営業費用	336,757 千円	営業外費用	96 千円	経常費用(ロ'')	336,853 千円
	営業損益	▲ 112,495 千円	営業外損益	1,261 千円	経常損益	▲ 111,234 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')		1,352,963.1 km		経常収支率		66.97% %

(補助対象事業者の「基準期間」*を最終年度とする連続した過去3年間における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$	平均増減率 $\{((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1)\} \div 2 = \text{d}$
北近畿	248円97銭	239円55銭	237円37銭	-2.34 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

*「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2))^2 = \text{ニ}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
北近畿	231円.84銭	375円.97銭	231円.84銭	148円.31銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行日 数	計画運行回 数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程	同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程	補助ブロック外乗入り部 分及び同一補助ブロック市 区町村外乗入り部分以 外のキロ程の比率	計画実車走行キロ ロ		
			起点	主な 経由地	終点			テ	リ						
北近畿	1	エーガイヤちく さー皆木	エーガイ ヤちくさ	マイプル福祉センター 芥木	皆木	240 日	2,400 回	往 14.9km (平均) 復 14.9km	14.9km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.0km	100.000%	35,760.0km
			合計	系統					往 14.9km 復 14.9km	14.9km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	

補助ブ ロック名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象 系統のキロ 当たり 経常収益 (ノの額)	補助対象 系統の経常 収益の 見込額	補助対象経常 収益から経常 収益を控除した額	ヨのうち補助ブロッ ク外乗入部分及び 同一補助ブロッ ク市区町村外乗入部 分以外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はナのうち いずれか少ない ほうの額)
		ヘ×ラ以下の額:ワ	ト	ト×ラ以上の額:カ	ワーカ=ヨ	ヨ×ル=ソ	ツ	ツ×1/2=ネ	ナ	ラ
北近畿	1	8,290,598 円	25円.68銭	918,316 円	7,372,282 円	7,372,282 円	7,372千円	3,686.0千円		
			0円.00銭	0 円	0 円	0 円		千円	0.0千円	
合計		8,290,598 円		918,316 円	7,372,282 円	7,372,282 円	7,372千円	3,686.0千円	5941千円	3,686千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ラーカーム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム＝ラ＝ウ	ウの負担者とその負担割合										
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要		
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合			
北近畿	1	7,372,282 円												
合計		7,372,282 円	3,688,282 円	円	%	円	100 %	円	%	円	%			

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間 ²) g	平均増減率 (((f÷e)-1)+((g÷f)-1)) ÷2 = h	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 g×(1+(h÷2)) ² = j
北近畿	1	25.円18銭	17.円18銭	24.円41銭	5.15 %	25.円.68銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

- 補助ブロック名の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者には別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者には、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自税第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ノ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績もない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」として記載すること。
- 「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の初年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる)

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【平成27～29年度】

市町村名	宍粟市
------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	35,868
交通不便地域	15,999

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
3,498	旧山崎町	山村振興法
5,096	旧一宮町	山村振興法
4,122	旧波賀町	過疎地域自立促進特別措置法,山村振興法
3,283	旧千種町	過疎地域自立促進特別措置法,山村振興法

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が(4-3.)に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図

宍粟市公共交通再編計画の策定について

背景

宍粟市の公共交通は、民間による路線バスと市コミュニティバスにより、通勤や通学、通院、買い物など市民の日常生活を支える移動手段として重要な役割を担っています。しかしながら、少子高齢化の進行に伴う交通弱者への更なる利便性の向上と合わせて、交通空白地の解消は避けられない状況にある。

課題の整理

- バス路線の一部休止や運行本数の見直しが行われ利便性が損なわれています。
- 交通空白地域が多く、交通弱者の外出機会を減らす一因になっています。
- 路線競合の問題により利用者のニーズにあった運行形態になっていません。
- 対距離制運賃となっており、利用負担が大きくなっています。
- 高齢者等の交通事故により生活基盤を失う危険性が高まっています。
- 自家用車に依存したライフスタイルにより環境への負荷が大きくなっています。
- 交通空白地域が多いため、外出支援事業において対象者の範囲を広げているが、本来の事業目的に合わせた、適正な対象者とするのが急務となっています。



策定目的

市民の「安全・安心」な移動手段を確保するため交通空白地域を解消し、公共交通ネットワーク全体として常に利用者の視点から利用しやすく利便性の高いサービスを効率的に提供するとともに、自家用車から公共交通へ転換することで交通災害の回避や低減、自然環境の保護も含め、将来を見据えた持続可能な公共交通へ再編するため「宍粟市公共交通再編計画」を策定します。

公共交通再編の基本的な考え方

1. 路線の機能分類と役割分担

バス路線を「幹線」「支線」の2つの機能に分類し、配置方針を設定したうえでその役割を明確にします。

機能分類	役割分担	配置方針
幹線	市の骨格形成及び広域連携のために重要な役割を担う路線	主要道路を通り、旧4町（山崎町、一宮町、波賀町、千種町）を結ぶ路線
支線	地域の生活を支える路線として、幹線を補完する役割を担う路線	各地域と待合所及び主要停留所を結ぶ路線

2. 機能ごとのサービス水準

路線機能の分類に応じたサービス水準の目標（①運行本数、②運行方法、③車両）を設定します。

機能分類	サービス水準	サービス水準の考え方
幹線	① 現行の運行本数を下回らない程度 ② 毎日 ③ 運行形態にあった車両	市外連結拠点と生活拠点を結ぶ最も主要な路線であり、多くの需要が見込めるため現行の運行本数以上を確保する。
支線①	① 4往復/日程度 ② 平日（土日祝運休） ③ 運行形態にあった車両	需要が比較的多い地域と最寄りの待合所及び主要停留所を結ぶ路線であり、地域の実情に見合ったサービス水準で運行する。
支線②	① 3往復/日程度 ② 週2日 ③ 運行形態にあった車両	低密度な需要が分布する地域の路線であり、地域の実情に見合ったサービス水準で運行する。

※支線については、将来的なサービス水準目標であり、運行当初は試験運行として便数等を制限することもあるものとする。

3. 運賃体系

通勤通学、通院、買い物利用などあらゆるニーズに対応できる運賃体系とします。

現行路線・運賃		新たな運賃体系
路線	運賃	
山崎～曲里～倉床	1,100円	現行の対距離制運賃から定額制運賃とする。 ※定額運賃は外出支援サービス事業の利用者負担を上回らない料金で検討 ※旧町内、旧町外で段階運賃を検討
山崎～皆木～原	1,060円	
山崎～エーガイヤちくさ～千種・西河内	1,230円	
山崎～斉木口	890円	
●はちはちバス(斎和～E-ガイ)	最大580円	
●おもいやり号	最大300円	
●もしもしバス	最大900円	
●波賀ミニバス	最大300円	

※平成26年度外出支援サービス事業 利用料

市民局管内(片道)300円、市民局管外(片道)600円

4. 幹線と支線の結接点

各地域と幹線とは、基本的に最寄りの待合所及び主要停留所で接続するものとします。各地域の結接点となる拠点は、山崎待合所、一宮市民局、Aコープみかた、メイプル福祉センター、エーガイヤちくさ、千種市民局などを想定しています。

項目	平成26年度	従来目標(案)
対象者	公共交通の利用が困難な者で外出が困難な障害者や高齢者 (課題)対象者(高齢者)の範囲が広い。公共交通機関があれば利用できる者や家族との支障が受けられる者で制度を利用している者も少なくないため、上記目的に合った対象者の見直しが必要。 身体障害者手帳1・2級又は3・4級下肢若しくは体幹機能障害 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級 要介護認定者及び要支援認定者 医療機関等による人工透析を受けている者	公共交通の利用が困難な者で外出が困難な障害者や高齢者 障害者(高齢者)の現行対象者(療育A、精神1級)は障害の状態により制度の利用自体が困難な者が多く、加えて入院、入所している者が多く、地域で生活を営むことが困難なほど重度の状態である。 今回拡充した対象者(療育B1、精神2級)においては、地域生活を営んでいるが独居等で周りからの支援がなくなり外出が困難な者があるため、実情に応じた形で療育B1、精神2級を対象に加える。 また、現行制度は対象者の範囲が広すぎるため(特に高齢者)見直しを行う必要があるが、26年度で対象者を狭めると他の受け皿が無いため外出の手段を失う者があるため、公共交通体系の見直しと併せて対象者の見直しを行う。 身体障害者手帳1・2級又は3・4級下肢若しくは体幹機能障害 療育手帳A 療育手帳B1 精神障害者保健福祉手帳1級 精神障害者保健福祉手帳2級 要介護認定者及び要支援認定者 医療機関等による人工透析を受けている者
目的及び行き先	医療機関等への通院や市役所等行政機関での手続きのための外出手段の提供 行き先 医療機関、公共機関 (課題)対象者の中には身体障害者等が固定した通院の必要性が低い者、買い物など日常生活で移動支援を必要とする者が多い。また、外出支援は本来医療機関への通院、行政手続きだけが外出ではなく社会参加、余暇活動、日常生活等で必要な行き先への外出手段を提供することにあるため、将来目標において目的及び行き先についても見直しが必要。	医療機関等への通院や行政機関での手続きのための外出手段の提供 行き先 医療機関、公共機関 本来、当事業の目的は上記対象者の「外出の支援」であるため通院や行政の続きだけが外出ではなく、日常生活や社会参加等への外出の手段を支援することにあるため、行き先においては拡充していく必要があるが、現行制度では対象者、利用料、回数など見直すべき課題が多いため将来目標において行き先の拡充を行う。
委託業者等	タクシニ事業者 福祉有償運送事業者(社協、NP0さつき)	タクシニ事業者 福祉有償運送事業者(社協、NP0さつき)
利用回数	192回(年) 申請月からの月数×16枚を交付(1年度を単位) 人工透析:交付制限なし	96回(年) 申請月からの月数×8枚を交付(1年度を単位) 人工透析:交付制限なし 市税等滞納者(納付計画により交付) 自動車税の減免を受けている障害者手帳所持者 48回(4回/月) 自動車等運転免許所持者 48回(4回/月)
利用料	①市民局管内(片道) 250円 ②市民局管外(片道) 500円 (課題)近隣市町の制度と比較しても、利用料は適正とは考えにくく、また、タクシー運賃と利用料の差額が市負担として請求されている現状で現行の財政負担も非常に大きく、年々利用者が増え続けているため、現行の利用料を維持することは制度自体の存続が非常に困難であるため、将来目標を踏まえて見直しが必要。	①市民局管内(片道)300円 ②市民局管外(片道)600円 なお、身体障害者手帳、療育手帳所持者については乗車ごとに手帳を提示することによって下記の下記のとおり利用料金を減額する。 障害者割引①市民局管内(片道)280円 ②市民局管外(片道)500円 手帳の提示によって、タクシー運賃(乗車料)の1割が公共的割引(近隣運輸局公示)として減額されるため、利用料を減額することで手帳提示を推奨する。 ※精神障害者保健福祉手帳については、現在のところ公共的割引の適用はタクシニ事業者等の申請に基づき適用されるため、外出支援における障害者割引は適用しない。
利用時間	午前7時～午後6時 日曜・祝日、年末年始は利用不可	午前7時～午後6時 日曜・祝日、年末年始は利用不可 ただし人工透析にかかる通院のみ利用時間を延長 午前7時～午後8時 日曜・祝日、年末年始は利用不可
(人工透析)	(当事業で実施)	別制度での実施について総合病院を含めて検討

宍粟市地域公共交通会議規約

(目的)

第1条 少子高齢化の進行により地域の実情に応じた持続可能な交通サービスの実現をめざし、住民代表、事業者及び行政等が協働し意見聴取または協議することを目的とする。

(設置)

第2条 道路運送法(昭和26年法律第183号)及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)の規定に基づき、宍粟市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(事務所)

第3条 交通会議の事務所は、兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6 宍粟市役所内に置く。

(所掌事務)

第4条 交通会議は、次に掲げる事項に基づく意見聴取または協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた地域交通のニーズの把握に関すること
- (2) 公共交通再編計画に関する意見聴取
- (3) 地域における需要に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること
- (4) 市町村有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること
- (5) 過疎地有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること
- (6) 連携計画の変更協議に関すること
- (7) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること
- (8) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること
- (9) 地域公共交通確保維持改善事業に関すること
- (10) 前9号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める事項

(組織)

第5条 交通会議は、次に掲げる委員をもって組織し、市長が委嘱する。

- (1) 住民の代表
- (2) 学識経験者
- (3) バス、タクシー事業者及びそれらが組織する団体の代表
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
- (5) 道路管理者
- (6) 公安委員会
- (7) 神戸運輸監理部長又はその指名する職員
- (8) 兵庫県の関係職員
- (9) 宍粟市副市長
- (10) その他交通会議が必要と認める者

2 委員の任期は委嘱の日から翌年度の年度末までとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

(役員)

第6条 交通会議に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 監事 2名

2 会長は、宍粟市副市長とし、交通会議を代表し、その会務を総理する。

3 会長は、副会長及び監事を委員の中から任命する。

4 副会長は、会長を補佐して交通会議の業務を掌理し、会長不在の時は、会長の職務を代理する。

5 監事は、交通会議の会計監査を行う。

6 監事は、会計監査の結果を交通会議において報告する。

(会議)

第7条 交通会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員は、やむを得ない理由により交通会議に出席できないときは、その委員の代わりの者を出席させることができる。この場合において、代わりに出席した者は、委員とみなす。

4 交通会議の議決の方法は、原則として全会一致とするが、成立しない場合においては多数決とする。

5 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

6 交通会議は原則として公開とする。ただし、交通会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

7 前6項に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議において議決された事項については、交通会議の構成員はその結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第9条 交通会議に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ交通会議に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第10条 第3条に掲げる事項について専門的な調査及び検討等を行うため、必要に応じ交通会議

に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、宍粟市公共交通担当課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第12条 交通会議の経費は、必要に応じて負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 交通会議の予算の編成及び現金の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第14条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成26年6月24日から施行する。